

令和 7 年度不正防止及び研究費におけるコンプライアンス研修

本研修会は、SDとして開催いたします。

主催： 公立大学法人九州歯科大学事務局
(総務課／教務課)

令和7年度 研究不正防止研修

総務課

研究不正防止研修について

文部科学省では「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月）を踏まえ、必要な対応を実施してきたが、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、新たに「**研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン**」（平成26年8月）を策定。

★見直しのポイント

大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化

今回の主な内容

01

不正行為の種類と認定された事案

02

研究者の責任

03

不正行為防止に向けた大学の取組

01-1 不正行為とは

特定不正行為

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

不適切な行為

オーサーシップ

論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める。または著者としての資格を有する者を除外すること。

二重投稿

同一の研究結果についての論文等（投稿中のもの、受理されたものを含む）を2つ以上の審査機関・出版社等に投稿すること。

サラム投稿

1つの研究を分割して公表すること。

01-2 令和6年度不正行為が認定された事案

不正事案名	研究分野	不正行為に関与した者等 (所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別 (捏造、改ざん、盗用等)
自治医科大学准教授による不正行為(捏造)の認定について	医学	自治医科大学 総合医学第2講座 准教授	捏造
日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員による不正行為(盗用)の認定について	政治学	日本貿易振興機構アジア経済研究所 地域研究センター 研究員	盗用
広島修道大学教授及び大学院生による不正行為(盗用)の認定について	心理学	広島修道大学 教授 広島修道大学 大学院生(2名)	盗用
大阪歯科大学元准教授、元助教及び大学院生による不正行為(捏造・改ざん)の認定について	歯学	大阪歯科大学 元准教授 大阪歯科大学 元助教 大阪歯科大学 元大学院生	捏造、改ざん
大阪大学元助教による不正行為(捏造・改ざん)の認定について	細菌学	大阪大学微生物病研究所 元助教、教授	捏造・改ざん
東京理科大学教授による不正行為(盗用)の認定について	ドイツ文学	東京理科大学 教授	盗用

出典: 文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00011.htm

02

研究者の責任

公正な研究

- 社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行する。
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理をする。
 - ・個々の研究者間の役割分担・責任の明確化、データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

研究成果の発表

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに公開する。（内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献する）

法令の遵守

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守する。

不正行為疑惑への説明責任

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明する必要がある。

違反すると

- 競争的資金等の返還、申請制限（交付金等で行われた研究活動の特定不正行為も対象）
- 組織内部規程に基づく処分

03-1 不正行為防止に向けた大学の取組

特定不正行為 不適切な行為

- ・「ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、加担しない」（九州歯科大学研究者行動規範）
- ・特定不正行為以外の「論文の二重投稿」や「不適切なオーサーシップ」などについても、文部科学省のガイドラインに基づき「研究活動上の不適切な行為」として禁止。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 <https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/090104.pdf>）

研究倫理教育 の実施

- ・本学に所属する教員及び大学院生は受講を義務化。
（九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領 <https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/kennkyuurinnrikyouikunojissinikanssuruyouryou.pdf>）
- ・研究倫理教育プログラムについては、e-learningシステム「APRIN」を活用し、定期的に研究倫理教育を受講。（※未受講者は必ず受講してください）

規程等の整備

- ・研究統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の設置。
- ・不正が発生した場合の調査委員会の設置及び一定期間の研究資料等の保管を義務付け。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程 <https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/090104.pdf>）

03-2 不正行為防止に向けた大学の取組

研究データの 保管

- ・研究成果やデータ等は適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは研究者等に課せられた責務
- ・研究不正の疑念を持たれた場合には、自らが疑念を晴らすことができるよう、資料等を適切に保存することは本学及び社会に対する責任

(九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針 <https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/detahozon.pdf>)

①研究データ

- ・文書、数値データ、画像等の「資料」・実験試料、標本等の「試料」・装置

②方法

- ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を**実験ノート等の形**で記録に残すこと
- イ 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、**後日の利用・検証に役立つように十分な情報**を記載し、かつ**事後の改変を許さない形**で作成すること
- ウ 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならないこと

③保存期間

- ア 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後**10年間**
- イ 「試料(実験試料、標本)」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等発表後**5年間**

おわりに(研究活動の不正行為に関する基本的考え方)

不正行為に対する基本姿勢

- ・研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、**科学そのものに対する背信行為**である。
- ・個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して**厳しい姿勢**で臨む必要がある。

自律・自己規律

- ・不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の**研究機関の自律に基づく自浄作用**としてなされなければならない。
- ・**研究室・教室単位から**学科・専攻、更に学部・研究科などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。

研究機関の管理責任

- ・大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、**不正行為が起りにくい環境**がつけられるよう対応の強化を図る必要がある。
- ・組織としての**責任体制の確立**による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進する。

令和7年度

研究費におけるコンプライアンス研修

教務課

研究費におけるコンプライアンス研修について

国民の貴重な税金から公的研究費が賄われているにも関わらず、公的研究費の不正使用が多発していることから、文部科学省は「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」を令和3年2月1日に改正

「物品・役務」の不正が減少する一方、
「謝金・給与」及び「旅費」の不正が
増加傾向

ガイドラインは「**不正を事前に防止する取組**」の一環として、定期的なコンプライアンス教育の実施を研究機関に求めているため、令和6年度においても継続して実施するもの。

今回の主な内容

01

研究費の不正使用に
該当する事案の紹介

02

不正防止のための
取組みについて

03

研究費ルール等
について

01-1

研究費の不正使用について

預け金

架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入に充てていた。

カラ出張 カラ給与

出張を取止めたにも関わらず、偽りの出張報告書を提出して出張が行われたかのように装い、不正に旅費を受領していた。

旅費の 二重支給

勤務実態のない勤務報告書をアルバイトに作成させて請求し、補助金から賃金が支払われた後、研究者に賃金の一部を戻させ、私的流用していた。

上記のような使用は、私的・研究目的での使用問わず研究費の不正使用である

内部監査や会計検査等で必ず発覚するため、不正な使用は行わないこと

01-2 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は以下の措置を講じる



九州歯科大学の措置

就業規則等に基づく人事処分

- ・懲戒解雇、
停職減給等の懲戒処分、
訓告・厳重注意等の措置

法的責任の追及

- ・民事訴訟や刑事告発

調査結果の公表

- ・氏名や不正使用の内容等の公表

配分機関の措置 (文部科学省など国の機関)

研究費一部または全部返還 応募資格の制限

(競争的資金の場合)

- ・私的な流用 : 10年
- ・私的流用以外 : 1～5年
- ・善管注意義務違反 : 2年

01-3 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等)
東京大学	平成27年度～令和2年度、令和4年度	謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出	1,925,940円	東京大学における公的研究費の不正使用について(PDF:269KB)
早稲田大学	令和元年度、令和3年度	出張旅費の不正取得	267,550円	北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の不正使用について(PDF:177KB)
松江工業高等専門学校	令和5年度	目的外使用、 書類の虚偽作成による不正使用	565,603円	四天王寺大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB)
兵庫県立大学	令和元年度～令和5年度	横領及び詐欺	6,042,305円	兵庫県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:206KB)
慶應義塾大学	平成26年度～令和2年度	架空請求(カラ給与)・還流行為	5,210,420円	慶應義塾大学における公的研究費の不正使用について(PDF:173KB)
筑波大学	令和4年度	目的外使用、 勤務事実に基づかない給与支給	4,076円	筑波大学における公的研究費の不正使用について(PDF:211KB)
筑波大学	平成30年度、令和2年度	目的外使用	572,480円	筑波大学における公的研究費の不正使用について(PDF:179KB)
駒澤大学	平成 31(令和元)年度	目的外使用	2,952円	駒澤大学における公的研究費の不正使用について(PDF:193KB)
福島大学	平成29年度～令和5年度	旅費の虚偽請求(カラ出張)、 及び二重請求	397,640円	福島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:171KB)
大妻女子大学	令和3、4年度	カラ謝金	341,560円	大妻女子大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB)
鶴見大学	令和5年度	架空請求(カラ謝金)	36,000円	鶴見大学における公的研究費の不正使用について(PDF:217KB)
福岡大学	令和3年度	不正使用(非効率的な旅費の支出)	17,500円	福岡大学における公的研究費の不正使用について(PDF:189KB)

02

不正防止のための取り組みについて

研究費の不正防止のため本学で行っている取組

- 研究費による契約について、全て検収を実施
- 研究費、競争的資金による一部の発注を事務局において実施
- 内部監査の実施
- 納品物品、業務委託の成果物の事後検収の実施
- 高額備品等における事後の実態調査の実施
- 不正行為相談・通報窓口の設置（経営管理部総務課）
- 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出依頼

研究計画に従い、計画的な
予算の執行を行いましょう

03-1 研究費ルール等について

競争的研究費 日本学術振興会科学研究費・厚生労働省科学研究費

学振科研費のルールについては以下で確認できる。

◆ 科研費ハンドブック

※R5年度から紙配付なし。学術振興会HPにある電子ファイルを確認すること
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

◆ 研究者使用ルール

交付内定・決定時にPDF添付。学術振興会HPにも掲載あり

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html

◆ 科研費FAQ

学術振興会HPに掲載。キーワード検索が便利

<https://kakenhi.jsps.go.jp/Opac/search.htm?s=rx0G0fVkf2N0cyIGoWPPEkTSaEl>

学内や配分機関の規定に従い、**研究計画に沿って使用**すること

民間企業との契約 共同・受託研究費等

契約書や学内の規定に従い、使用すること。

本学独自の研究費 個人研究費

学内の規定に従って使用すること。

03-2 学内の主な研究費執行に関するルール

研究費の執行については、事務職員だけでなく、必ず**研究者及び研究補助員**についても、機関内のルールについて把握すること。



おわりに



研究費の不正使用は、納品検収体制、内部監査などの不正防止対策、更には会計検査、告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚する



不正防止のためには、学内や配分機関のルールを理解し守ることが重要



研究費は公的資金であるということを意識して使用すること